

# 京都市ごみ収集業務改善実施計画



平成 20 年 12 月

京 都 市 環 境 局

# 京都市ごみ収集業務改善実施計画

---

## 目 次

I	計画が目指すもの	1
II	4つの基本方針に基づく具体的な取組	
	方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入	3
	1 民間委託等による徹底した効率化	3
	2 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入	5
	3 現行の委託業務に対する経過措置の実施	7
	方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開	8
	1 収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備	8
	2 地域におけるごみ減量目標の設定	10
	方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底	11
	ごみ収集業務に関するPDCAサイクルの構築	11
	方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化	12
	環境行政を総合的に推進できる人材の育成	12
III	おわりに	14
	<資料>京都市ごみ収集業務改善実施計画の骨子	16

## I 計画が目指すもの

### 1 京都市の置かれている現状

本市では、今後4年間の市政の羅針盤として、政策推進プランと行財政改革・創造プランが一体となった「京都未来まちづくりプラン」の策定作業を進めています。このプランでは、市民の皆様との「共汗（きょうかん）」の取組をあらゆる分野で進め、市民の目線で、行政の縦割りを排した政策・施策の「融合」により、未来の京都づくりを進めることとしています。

政策推進プランでは、5つの京都力向上策として、「いのち」、「知恵」、「ひと」、「刷新」と並んで「環境」を掲げ、プランの柱としています。このように、今日の地球温暖化問題をはじめとする環境問題は、人類の存亡にもかかわる深刻な問題となっており、本市においても、環境を基軸とした政策展開を強力に押し進める必要があります。

しかしながら、本市財政は以前にも増して、危機的な状況にあり、未来の京都づくりのため政策推進プランに掲げた施策・事業の実現のためには、徹底した行財政改革が必要です。

### 2 計画策定の経過

環境局が所管する業務は、ごみ収集業務をはじめとして、市民の皆様の快適な生活環境の維持のためには、日々欠かすことのできない業務が多く、休止・廃止することは困難です。そうした中でも、本市では、安定的、継続的な業務の履行を確保しながら、可能な限り効率化に努めてきました。

しかしながら、

- ・ 危機的な財政状況の中で、更なる業務の改善・改革の必要性があること。
- ・ 循環型社会の構築に向けて、これからの廃棄物行政には、従来からの公衆衛生の確保や生活環境の保全に対する要請に応えることを基本に据えながらも、これまで以上に、ごみの減量やりサイクルの推進といった上流対策に重点を置くことが求められていること。

を踏まえ、ごみ収集業務においても、より一層の効率化とともに、業務の質的な転換をも併せた変革が求められています。

一方、本市では、多発する市職員による不祥事を背景として、平成18年8月に「信頼回復と再生のための抜本改革大綱」を策定し、環境局においても、不祥事の根絶はもとより、業務の改善により市民サービスを向上させ、市民の皆様のご信頼を回復することを目指して、全力を挙げて取り組んできました。

平成19年5月には、市民、学識経験者等から構成される「京都市ごみ収集業務改善検討委員会」（以下「検討委員会」といいます。）を設置し、不祥事防止の観点だけではなく、市民サービスとしてのごみ収集業務や今後のまち美化事務所のあり方など、本市が中長期的に取り組むべき方向性について、幅広

い視点から、議論を行っていただき、平成20年6月には、報告書が取りまとめられました。

この報告書は、抜本改革大綱に掲げる改革策だけにとどまらず、業務の徹底した効率化をはじめ、地域との連携に関しても、「まち美化事務所は、ごみの収集運搬の拠点にとどまらず、地域における環境行政の最前線の拠点への転換を図るべきである。」とするなど、これからのごみ収集業務やまち美化事務所が目指すべき方向性を示す指針とも言える内容となっています。

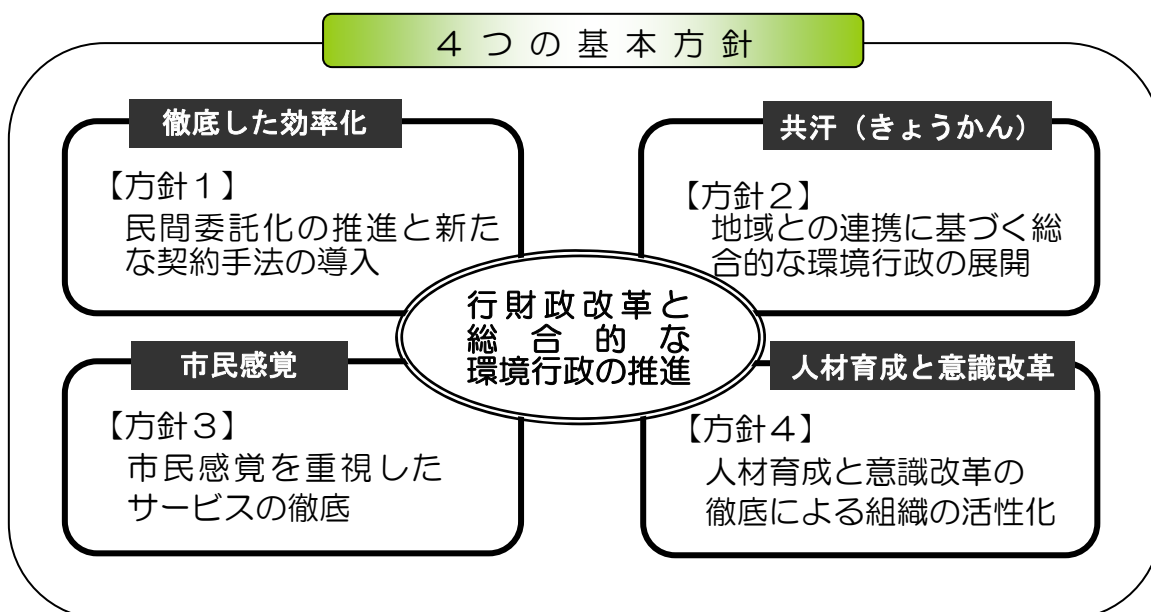
### 3 計画の位置付け

この計画は、こうした本市の置かれている現状や検討委員会の報告書を踏まえた、本市のごみ収集運搬部門の業務改善・改革における実施計画として位置付けるものです。

また、廃棄物処理を中心としたこれまでの業務にとどまらず、市民の皆様との「共汗」により、「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、今後おおむね5年間に取り組む施策を掲げています。

さらには、危機的な財政状況下であり、未来の京都づくりに向け、大きな転換期にある本市にとって、至上の課題である行財政の効率化のために、環境局が進むべき方向性を示すものでもあります。

この計画には、検討委員会の提言を最大限尊重したうえで、未来の京都づくりのために必要な「政策の推進」と「行財政改革」に取り組んでいく観点から、「徹底した効率化」、「共汗」、「市民感覚」、「人材育成と意識改革」をキーワードとする4つの基本方針に沿って、本市の取り組むべき施策を掲げています。本市は、その一つひとつを市民の皆様との「共汗」で着実に実行することにより、10年先、20年先の未来を見据えた総合的な環境行政を推進していきます。



## Ⅱ 4つの基本方針に基づく具体的な取組

### 方針 1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入

### 徹底した効率化

#### 基本的な考え方

ごみ収集業務は、市民の皆様の良好な生活環境を守るためには日々欠かすことのできない業務です。本市では、業務の安定性や継続性を重視し、市職員による直営収集を基本とし、車の借り上げ契約である庸車や民間事業者への委託による収集を併用しながら、衛生的なごみ処理に努めてきました。

また、ごみ収集業務は、廃棄物処理法において、市町村が責任を持って行わなければならない事務と定められています。そのうえで、市町村がごみ収集業務を委託する場合の基準として、受託者に確実な履行能力があること等が求められています。そのため、本市においても、他の多くの自治体と同様に、実績のある特定の事業者との随意契約を長らく続けてきました。

これらのことは、業務履行の安定性、継続性の確保という面においては、大きな役割を果たしてきました。しかし、現在本市が置かれた危機的な財政状況においては、業務の徹底した効率化を図り、一層のコスト削減を実現することが必要となっています。

このため、民間委託を一層拡大するとともに、その契約手法についても、契約における透明性・公平性の確保と一層のコスト削減のため、競争性原理に基づく新たな契約手法を導入します。

そのうえで、直営収集と民間委託による収集を並存させ、市職員と受託業者が互いに切磋琢磨せつさくたくますることにより、一層の業務の効率化と市民サービスの向上を目指します。

### 1 民間委託等による徹底した効率化

徹底した効率化を図るため、家庭ごみ収集（家庭から排出されるごみの定曜日収集）において、新規採用の凍結等により本市職員数の削減を図りながら、直営及び庸車による収集を段階的に縮小し、民間委託を拡大することによって、平成27年度当初に50%民間委託化の達成を目指します。

なお、当面は50%を目標に民間委託化を拡大しますが、今後の社会情勢や、ごみ量の動向、分別・リサイクルの状況、さらには、新たな業務評価制度（11ページ参照）による評価結果なども踏まえ、より効率的で適切な収集体制のあり方について、継続して見直しを行っていきます。

## 具体的な取組

### (1) 民間委託の推進（平成21年度以降順次）

抜本改革大綱に掲げる「ごみ収集業務の50%委託化の計画的実施」の早期実現を目指し、直営及び庸車による収集体制を段階的に縮小し、平成27年度当初に50%民間委託化の達成を目指します。平成21年度は7台分を新たに委託化します。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
民間委託の推進 （50%委託化）								

### (2) 乗車人員の効率化（3名乗車から2名乗車への見直し）（平成22～24年度）

本市のごみ収集では、直営、庸車及び委託のいずれにおいても、収集車1台に、運転手1名、収集員2名の計3名が乗車して、収集作業を行っています。この乗車人員を2名にすれば（運転手1名、収集員1名）、収集員1名の人件費相当分のコストを削減することができます。

2名乗車では、収集員が1名で作業を行いますが、市街地では、ごみの排出量も排出箇所も多く、現在の収集員2名の作業に比べ、ごみを収集車に投入するのに倍の時間を要してしまいます。さらに、収集員1名の作業では、収集員が収集車の回転板に巻き込まれるなどの事故が発生した際、これに素早く対処できなくなるなど、安全確保面にも心配があります。

また、運転手が収集車から降りて収集作業に加わる場合であっても、市街地では、収集車をとめておける場所の確保が困難であるほか、収集車を降りる度に車止めを設置しなければならなくなり、作業効率が一層低下してしまいます。

こうした点を考慮すると、狭い道路や一方通行の道路が数多く存在する本市の市街地では、一律に2名乗車に切り替えることは困難です。

しかしながら、一層の効率化を追求するため、上記の課題が比較的生じにくい、大規模集合住宅のコンテナ収集や、周辺地において、2名乗車を実施します。

当面、平成21年度から24年度にかけて、コンテナ収集で5台、周辺地で2台を順次2名乗車とします。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
乗車人員の効率化 （3名乗車から2名乗車 への見直し）						

(参 考)

収集車台数、作業人員数及び委託化率の推移と平成27年度の目標数値

		平成18年5月	平成20年4月	⇒	平成27年4月
車 両	直 営	129台	81台	▲21台	60台
	庸 車	92台	85台	▲25台	60台
	委 託	37台	34台	46台	80台
	車両数計	258台	200台	—	200台
人 員	直営人員	571人	413人	▲113人	300人
	委託人員	203人	187人	113人	300人
	稼動人員計	774人	600人	—	600人
委託化率		26%	31%		50%

注・委託化率は、作業人員のうち、委託人員（庸車運転手を含む。）が占める割合を示したものです。

- ・平成27年度の目標数値は、ごみ量の変動や2名乗車の導入等の要素を加味せず、車両及び人員の数が平成20年度から変動しないものと仮定した中での数値です。

## 2 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入

### 具体的な取組

#### (1) 価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法の構築 (平成21年度新規契約分から)

受託者の選定に際しては、安定的、継続的な業務履行に必要な能力を評価するため、資格基準に基づく事前の審査や応募者へのヒアリングによる審査などの手順を経たうえで、価格競争により選定を行います。価格競争に当たっては、いわゆる「安かろう、悪かろう」に陥らないよう、一定の価格以下を失格とする最低制限価格※を設定します。

こうした契約手法は、平成21年度から新規に民間委託を拡大する部分（新規契約分）に導入します。平成26年度以降は、現行の委託・庸車業務についても実施します。

さらに、受託者による粗雑履行に対し、改善指導、改善勧告を経ても改善されない場合は、契約期間中であっても契約を解除することができる制度を構築するなど、安定的、継続的な業務履行の確保を目指した仕組みを導入します。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
新たな契約手法の導入	新規契約分から順次実施（H26以降は全面实施）					

※ 最低制限価格制度とは

業務の履行に必要な最低限必要となる価格（最低制限価格）をあらかじめ設定し、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、最低制限価格を下回る場合には、これを落札者とせず、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とすることにより、契約内容に適合した安定した履行を確保するための仕組み

## (2) 外部意見聴取の実施（平成20年度）

資格基準の設定や、仕様書の作成、応募者へのヒアリングによる審査に際しては、学識経験者等からの意見聴取を行い、契約手続の公正性の確保に努めます。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
外部意見の聴取	平成20年度から実施					

## (3) 複数年契約の実施（平成21年度新規契約分から）

ごみ収集業務においては、収集する場所や時間、交通事情等を熟知するなど、業務に対する習熟度が要求されることや、車両の減価償却費が複数年に分散され、委託経費の抑制にもつながることから、新規契約分から5年間の複数年契約を実施します。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
複数年契約の実施	新規契約分から順次実施（H26以降は全面实施）					

## (4) 車両を受託者に貸与する委託方式の実施（平成21年度）

- ・受託者の車両調達コストをなくすことによる新規事業者の参入の促進と、これに伴う委託料の削減
- ・直営収集の縮小により余剰が生じる本市の所有車両の有効活用

を目的として、本市の所有車両を受託者に貸与する委託方式を試行的に実施します。

この契約については、車両の減価償却期間を考慮する必要がないので、3年間の複数年契約とします。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
車両を貸与する委託方式の実施		試行実施	財政効果・課題の分析			



### 3 現行の委託業務に対する経過措置の実施

2で示したとおり、徹底した効率化によるコストの削減及び契約における透明性・公平性の確保を目指して、し尿収集業務の縮小に伴う代替業務として委託してきた業務も含め、現行の特定事業者との随意契約を見直し、新たな契約手法へ移行します。

移行に当たっては、車両の減価償却や人員配置の整理などに必要な期間を考慮し、一定の経過措置を実施します。

#### 具体的な取組

##### 経過措置の実施（平成21～25年度）

現行の委託・庸車業務については、契約手法と委託料に関し、急激な変化を緩和するための経過措置を実施します。

契約手法に関しては、平成21年度から平成25年度までの5年間の経過措置期間を設け、その間に限り、現行の受託者との契約を継続します。

また、経過措置期間中の委託料については、徹底したコスト削減のため、平成21年度から導入する新契約方式による委託料と同額まで段階的に逡減します。この際、新契約方式による委託料の額が、現行受託者の委託料の額からどれだけ減少したかの度合いに応じ、5年以内の激変緩和措置期間を設けます。

これらの経過措置期間終了後、平成26年度には、すべて新契約方式へ移行します。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
経過措置の実施	<p style="text-align: center;">————— 経過措置期間 —————→</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行の受託者との契約の継続</li> <li>・ 新契約方式による委託料と同額まで逡減 (H26以降は、すべて新契約方式に移行)</li> </ul> </div>					

基本的な考え方

本市では、各行政区に1つずつ、合計11箇所のまち美化事務所を設置し、ごみの収集運搬業務に当たっています。しかしながら、

- ・ 危機的な財政状況の中で、更なる業務の改善・改革の必要性があること。
- ・ 循環型社会の構築に向けて、これからの廃棄物行政には、従来からの公衆衛生の確保や生活環境の保全に対する要請に応えることを基本に据えながらも、これまで以上に、ごみの減量やリサイクルの推進といった上流対策に重点を置くことが求められていること。

を踏まえれば、まち美化事務所の機能を見直し、新たな時代にふさわしいものへと変革していく必要があります。

そこで、現在11ある収集区域の再編を行い、ごみの収集運搬の機能については、徹底した効率化を図ります。一方、市民の皆様との「共汗」により「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めていくため、各行政区に、地域における総合的な環境行政の最前線の拠点となる機能を整備します。

循環型社会の構築に向けて、地域ごとのごみ減量やリサイクルの目標を設定することなどにより、市民の皆様との連携を深めて「共汗」の輪を広げていき、更なるごみ減量を実現します。

また、こうした取組は、現代社会において希薄化している地域コミュニティの活性化にもつながるものであると考えています。

1 収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備

具体的な取組

(1) 収集区域の再編（平成22～24年度）

収集運搬体制の効率化を図るため、クリーンセンターへの搬送効率や収集効率を考慮しながら、現行11区域ある収集区域を、平成22年度から平成24年度にかけて、7区域に順次再編します。

(2) 地域における環境行政の拠点となる機能の整備（平成21～24年度）

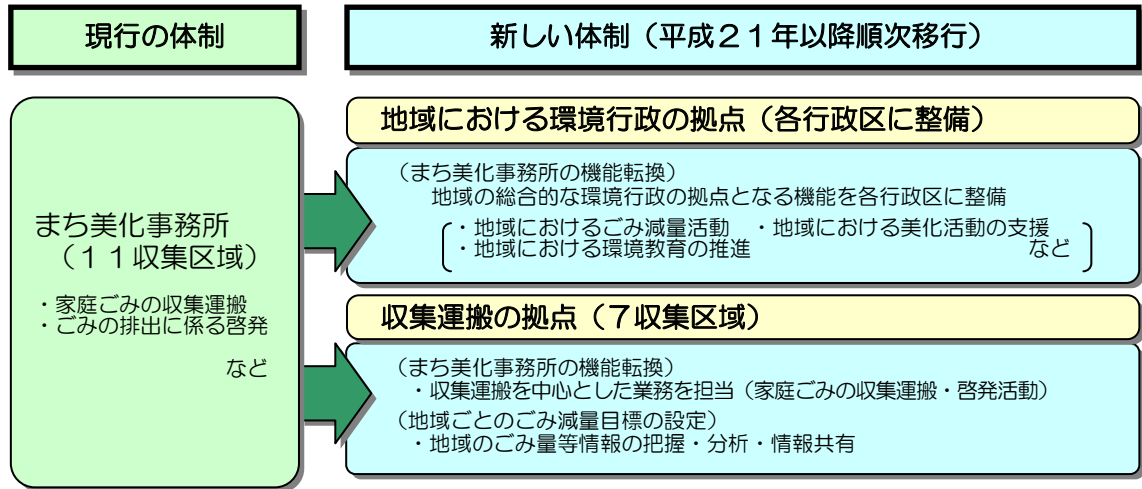
区役所その他の行政機関との連携も考慮しながら、地域における環境行政の最前線の拠点となる機能を各行政区に整備します。

新たな環境行政の拠点において、地域におけるごみ減量の活動や、美化活動の支援、環境教育の推進など、市民の皆様との共汗の輪を広げる取組を推進していきます。

この拠点の機能については、地球にやさしい環境共生のまちづくりを進めるため、時代の要請に合わせ、常に見直していきます。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
・ 収集区域の再編			→ 11区域から7区域へ順次再編			
・ 地域における環境行政の拠点となる機能の整備			→ 各行政区に順次整備			

## ＜まち美化事務所の機能の見直しのイメージ＞



### (3) 地域担当制を生かした業務・サービスの執行体制の確立

（平成20～24年度）

学区や地域ごとに担当職員を固定する「地域担当制」\*のメリットを生かすことで、個々の職員の収集責任を明確にし、収集区域の課題や分別状況などの把握に努め、地域に密着した、よりきめ細やかなサービスの提供に努めます。

#### \* 地域担当制とは

学区や地域ごとに責任者を配置し、管理監督していく仕組み。家庭ごみ収集については収集コースごとに、まごころ収集、不法投棄収集、市民への啓発や相談、苦情対応等については学区ごとに、職員が責任を持って担当することにより、責任の明確化を図る。また、地域のごみの排出状況等を職員が熟知することにより、今後のごみ減量やリサイクルの施策に役立てることができる。

## 2 地域におけるごみ減量目標の設定

循環型社会の構築に向け、市民と行政が一体となった取組を進めるため、地域ごとのごみ減量やリサイクルの取組目標を設定します。市民の皆様と目標を共有し、共に汗をかくことを通じて、更に連携を深め、地域におけるごみ減量を推進します。

### 具体的な取組

#### 地域ごとのごみの減量目標の設定（平成22年度）

循環型社会の構築に向けて、地域ごとのごみ減量やリサイクルの目標を設定します。

設定に当たっては、市民の皆様の御協力を得て、まち美化事務所がごみの重量やごみ質の調査を行い、地域ごとのごみの排出状況やリサイクルの状況を把握します。その結果については、ニュースレター等としてまとめ、まち美化事務所が、地域の集まりの場などを活用させていただいて、皆様にお知らせし、情報を共有することにより、市民の皆様と一緒に、ごみの減量やリサイクルを進めていきます。

具体的な地域ごとのごみ減量目標については、本市全体のごみ減量目標との整合性を図る中で、平成22年度に設定します。

目標達成に向けては、例えば、町内会などにおける使用済みてんぷら油の回収や、古紙、古布、びんその他の資源物のコミュニティ回収などの活動を、まち美化事務所が支援することにより、市民と行政が一体となって、地域における身近なごみ減量活動の輪を広げていきます。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域ごとのごみの減量 目標の設定	→		→	→		
	現状分析			目標設定、取組開始		

基本的な考え方

契約制度をはじめとする新たな仕組みが効果的に機能するよう、市民や学識経験者の参画の下、市民サービスの視点で業務を点検する業務評価制度を導入し、その評価に基づき、継続的に業務の改善を行う仕組みを構築します。

評価に際しては、委託事業者等の業務履行状況に加え、直営業務の状況も対象とし、市民満足度の高い行政サービスの実現を目指します。

ごみ収集業務に関するPDCAサイクルの構築

収集作業計画（Plan）から収集業務（Do）に至るまで、ごみ収集業務全般を点検・評価（Check）し、結果を反映（Action）する仕組みを導入します。これにより、今まで行政内部のみで行っていた業務の点検・評価を市民サービスの視点で、より開かれた仕組みで行います。

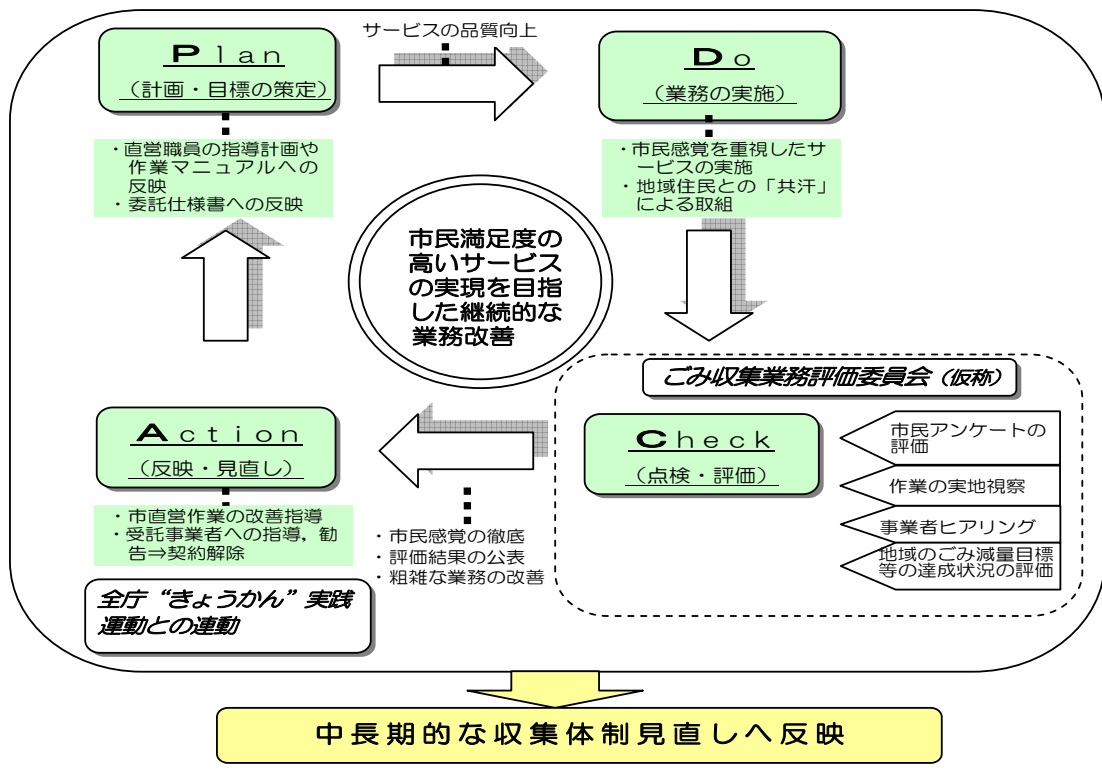
具体的な取組

ごみ収集業務評価委員会（仮称）の設立（平成20年度）

市民や学識経験者の参画の下、ごみ収集業務の評価のための委員会を設立し、市民アンケートや実地調査などの手法を用いながら、市民満足度等を基準として、点検・評価し、改善を行います。

項 目	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
ごみ収集業務評価委員会（仮称）の設立	設立準備	評価開始				

点検評価（PDCAサイクル）のイメージ



## 基本的な考え方

抜本改革大綱の策定以降、職員による不祥事の根絶と市民の皆様の信頼回復に向けてサービス規律の厳正化を進めてきた結果、サービス面では一定の改善が見られました。

しかしながら、今後さらに、多様な環境問題について政策を推進していくためには、市役所の本庁部門、事業所部門を問わず、環境局全体が、先進的な施策に積極果敢に取り組んでいけるような組織風土へと改革していくことが重要な課題です。

特に、身近なごみ問題から地球温暖化など地球規模の問題に至るまで、環境問題の解決のためには、市民の皆様の主体的な行動が必要であり、施策の推進に当たっては、市民の皆様との「共汗（きょうかん）」が不可欠です。このためには、環境局の職員は、市民の皆様に分かりやすく説明できるよう、環境問題についての知識の習得に努めるとともに、常に市民の目線で行動するよう心掛けることが必要です。

こうした考え方の下、総合的な環境行政を推進できる体制を構築するため、人材育成と意識改革の取組を徹底することにより、組織の活性化を図ります。

## 環境行政を総合的に推進できる人材の育成

縦割りの弊害を排し、多様な視点から政策を融合することにより、施策をより効果的、効率的に実施していくため、職員が、その裏付けとなる幅広い環境に関する知識を習得するよう取組を進めます。

また、新たに設置する地域の環境行政の拠点機能においては、従来の枠を超えた新たな業務領域に従事するため、知識と共に新たな物事へのチャレンジ精神が不可欠です。そこで、こうした環境行政を総合的に推進できる人材を育成します。

## 具体的な取組

## (1) 「環境職」の配置など政策立案能力の向上（平成21年度）

平成20年度から新たに採用を開始した環境分野の専門職である「環境職」を、地域の環境行政の拠点機能を含め、多様な分野に配置し、環境分野の政策立案能力の向上を図ります。

また、環境行政に携わる職員が環境問題に関する基礎的な知識を習得するよう、環境に関する検定試験の受験を積極的に奨励します。

地球規模の環境問題であっても、その解決には、地域を起点とした取組が出発点になります。そうした小さな取組も、市民の皆様と目標を共有し、一步一步共に汗していく中で、大きな成果をもたらしていくものです。

市民の皆様と「共汗（きょうかん）」できる関係を構築するためには、職員が強い使命感と問題意識を持ち、常に市民目線を忘れず行動することが不可欠です。単に決められたことをするだけでなく、知識と共に、新たな物事へのチャレンジ精神を持って、目標に向かって自ら行動する職員へと、意識の改革を徹底します。

### 具体的な取組

#### (2) 市民との共汗を实践できる人材の育成（平成21年度）

##### ・新たに整備する地域の環境行政の拠点機能を担う人材の育成

新たに整備する地域の環境行政の拠点において、ごみの減量などの政策目標を推進するため、新たな業務に従事する要員を選抜し、市民の皆様と目標達成に向けて取り組むことを通じて、人材の育成を進めます。

##### ・資質の向上と市民感覚の醸成を目指した研修等の充実

事業所において日々の業務を統括する課長補佐・係長級職員や作業長級職員を対象に、改革の方向性の理解や資質の向上を狙いとした研修を重点的に実施します。また、環境行政の推進に当たり、市民の皆様と目標を共有できるよう、市民感覚を醸成するための研修の実施や職員向けニュースレターの発行などに取り組みます。

## Ⅲ おわりに

### 1 徹底した業務の効率化の追求

今日における本市の危機的な財政状況下にあっては、事務事業の徹底した効率化が、至上の課題になっています。[方針1]で示したように、更なる効率化を目指し、平成21年度からごみ収集業務委託契約において、新たな契約手法を導入し、計画的に民間委託化を進めます。当面の目標として、平成27年度までに、直営・庸車体制の縮小と民間委託化の推進により、家庭ごみ収集業務の50%の民間委託化を目指します。併せて、現在11ある収集区域を7区域に再編するなど、徹底した効率化を図ります。

また、[方針2]で示した地域における総合的な環境行政の最前線の拠点における市民の皆様との連携に基づく活動などにより、一層のごみの減量、リサイクルを進めていきます。

### 2 今後の業務改善・改革の考え方

有料指定袋制の実施（平成18年10月）やプラスチック製容器包装の分別収集（平成19年10月全市実施）など、近年に実施した施策により、ごみの量や組成など、ごみの排出状況は大きく変化しています。さらに、本市では、平成20年10月から生ごみ等の分別収集モデル実験を開始するなど、循環型社会の構築に向けた新たな施策を実施しており、ごみ収集をめぐる状況は、今後も大きく変動していくことが想定されます。

したがって、今後のごみ収集の業務実施体制や業務内容のあり方については、この計画で示した収集区域の再編や50%委託化等の道筋を基本としながらも、今後のごみの排出状況や、施策の効果を見据えながら、絶えず見直しを図る必要があります。

ごみの排出量や、分別リサイクルの状況に合わせた見直しを行うことはもちろん、市民参画に基づく新たな業務評価システムにより、市民満足度と効率性の観点から、常に、点検・評価を行いながら、間断なく業務改善に取り組み、市民の皆様に取り組の成果を実感していただくことができる業務改善・改革を行います。

### 3 新たな時代にふさわしい総合的な環境行政の推進

今日の環境問題は、身近なごみ問題から、地球温暖化など人類の存亡にかかわる地球規模の問題に至るまで、幅広く、かつ、深刻なものになっています。

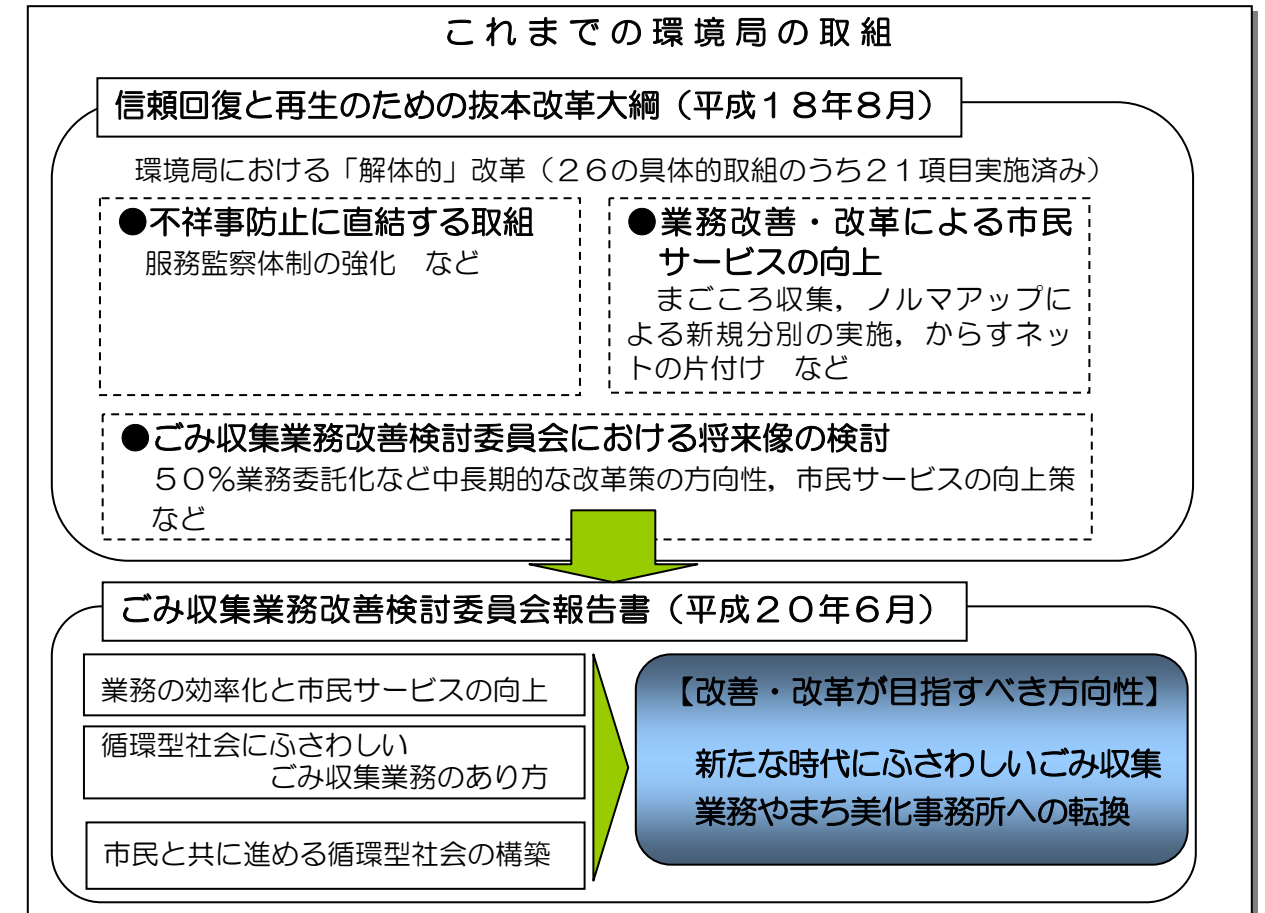
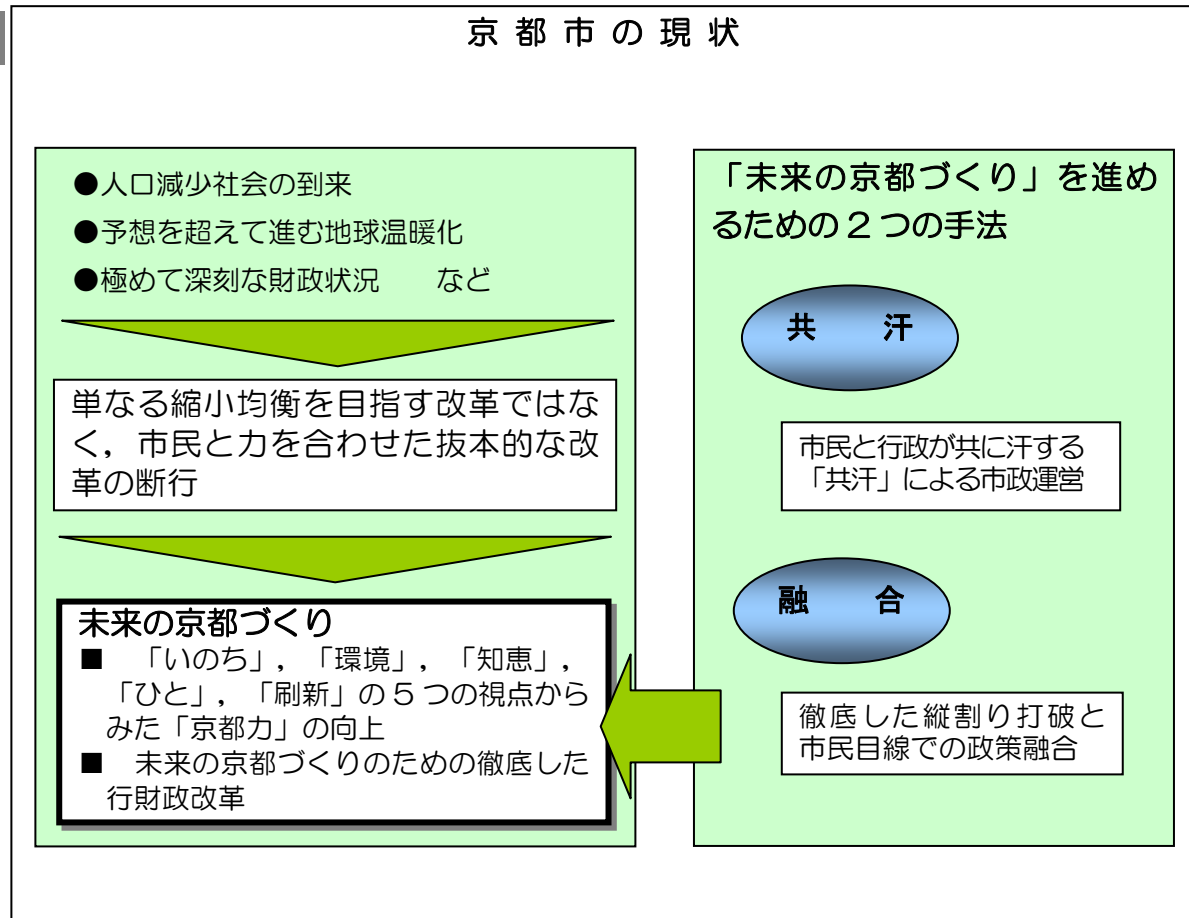


こうした中、廃棄物行政についても、公衆衛生の確保や生活環境の保全のために適正にごみを処理するという基本的な役割に加え、ごみ発生抑制や再使用といった2Rを基本とする上流対策や、地球温暖化対策等の取組との連携強化など、低炭素社会、循環型社会の構築に向けた新たな要請に 대응していくことが必要となっています。

本市は、この計画に掲げる施策を全力を挙げて実行し、新たな時代にふさわしい総合的な環境行政を推進していきます。

# 京都市ごみ収集業務改善実施計画の骨子

## 1 計画策定の背景



## 2 計画の位置付け

- ① 京都市の置かれている現状及びごみ収集業務改善検討委員会の報告書を踏まえた、ごみ収集運搬部門における業務改善・改革のための実施計画
- ② 廃棄物処理を中心とした業務にとどまらず、市民との「共汗（きょうかん）」により、「地球にやさしい環境共生のまちづくり」を進めるため、今後おおむね5年間に取り組む施策を掲げる。
- ③ 環境局における徹底した行財政効率化の方針を示す。

## 3 4つの基本方針

- ★方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入 **徹底した効率化**

【基本的な考え方】

  - ・徹底した効率化のため、計画的に民間委託化を推進する。
  - ・契約における透明性、公平性を確保するとともに、更なるコストを削減するため、従来の随意契約に代わる新たな契約手法を構築する。
- ★方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開 **共汗（きょうかん）**

【基本的な考え方】

  - ・ごみ収集運搬業務の効率化のため、収集区域の再編を行う。
  - ・市民との「共汗」による総合的な環境行政を展開するため、各行政区に、地域における環境行政の最前線の拠点となる機能を整備し、その活動を通じて、地域コミュニティの活性化にもつなげる。
- ★方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底 **市民感覚**

【基本的な考え方】

  - ・市民や学識経験者の参画の下、市民サービスの視点で業務を点検する業務評価制度を導入し、その評価に基づき、継続的に業務の改善を行う仕組みを構築する。
- ★方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化 **人材育成と意識改革**

【基本的な考え方】

  - ・先進的な施策に積極果敢に取り組める組織風土への改革や、市民との「共汗」による総合的な環境行政を推進することができる人材育成と意識改革の取組を徹底する。

京都市ごみ収集業務改善実施計画

★方針1 民間委託化の推進と新たな契約手法の導入

徹底した効率化

【基本的な考え方】

- ・ 徹底した効率化のため、計画的に民間委託化を推進する。
- ・ 契約における透明性、公平性を確保するとともに、更なるコストを削減するため、従来の随意契約に代わる新たな契約手法を構築する。

【具体的な取組】

1 民間委託等による徹底した効率化

(1) 民間委託の推進（平成21年度以降順次）

- ・ 直営・庸車体制を縮小し、平成27年度当初に、委託化率50%達成（平成21年度：7台委託）

(2) 乗車人員の効率化（3名から2名乗車への見直し）（平成22～24年度）

- ・ 道路交通事情に配慮し、大規模集合住宅のコンテナ収集や周辺地で実施（平成21年度：コンテナ収集で2台）

2 競争性原理に基づく新たな契約手法の導入

(1) 価格競争と業務の安定した履行の確保の双方を担保する契約手法の構築（平成21年度新規契約分から）

- ・ 競争性を発揮させるための価格競争の実施
- ・ 事前資格審査や応募者へのヒアリングの併用、最低制限価格の設定、粗雑履行時の契約解除措置

(2) 外部意見聴取の実施（平成20年度）

- ・ 資格基準や仕様書等に関する外部からの意見聴取の実施

(3) 複数年契約の実施（平成21年度新規契約分から）

- ・ 業務の習熟度向上による安定した業務履行の確保及び車両等の設備投資に係るリスクの軽減による新規参入の促進のための複数年契約（期間5年）の実施

(4) 車両を受託者に貸与する委託方式の実施（平成21年度）

- ・ 新規参入の促進により、競争性を高めるとともに、設備投資に係るコスト削減を図るための本市所有車両を受託者に貸与する委託方式（期間3年）の試行実施

3 現行の委託業務に対する経過措置の実施

経過措置の実施（平成21～25年度）

- ・ 契約手法、委託料の激変緩和のための経過措置  
 契約手法：現行の受託者と継続して契約（5年間の経過措置期間）  
 委託料：新たな契約方式による価格と同額まで逡減（5年以内の激変緩和措置）
- ・ 経過措置期間終了後（平成26年度）は、新契約方式へ移行

★方針2 地域との連携に基づく総合的な環境行政の展開

共汗（きょうかん）

【基本的な考え方】

- ・ ごみ収集運搬業務の効率化のため、収集区域の再編を行う。
- ・ 市民との「共汗」による総合的な環境行政を展開するため、各行政区に、地域における環境行政の最前線の拠点となる機能を整備し、その活動を通じて、地域コミュニティの活性化にもつなげる。

【具体的な取組】

1 収集区域の再編と地域における環境行政の拠点となる機能の整備

(1) 収集区域の再編（平成22～24年度）

- ・ 11区域から7区域へ順次再編

(2) 地域における環境行政の拠点となる機能の整備（平成21～24年度）

- ・ 地域の総合的な環境行政の拠点となる機能を各行政区に整備（ごみ減量活動、美化活動の支援、環境教育の推進 など）
- ・ 市民との共汗の輪を広げることによる地域コミュニティの活性化

(3) 地域担当制を生かした業務・サービスの執行体制の確立（平成20～24年度）

- ・ 職員の責任の明確化と地域に密着したよりきめ細やかなサービスの提供

2 地域におけるごみ減量目標の設定

地域ごとのごみの減量目標の設定（平成22年度）

- ・ 循環型社会の構築に向けて、地域ごとのごみ減量やリサイクルの目標の設定

★方針3 市民感覚を重視したサービスの徹底

市民感覚

【基本的な考え方】

- ・ 市民や学識経験者の参画の下、市民サービスの視点で業務を点検する業務評価制度を導入し、その評価に基づき、継続的に業務の改善を行う仕組みを構築する。

【具体的な取組】

ごみ収集業務に関するPDCAサイクルの構築

ごみ収集業務評価委員会（仮称）の設立（平成20年度）

- ・ 市民や学識経験者の参画の下、業務の履行状況を点検・評価し、業務改善に反映する業務評価制度の導入
- ・ 受託事業者の業務履行に対する改善指導及び勧告。粗雑履行の場合は、契約期間中であっても契約解除

★方針4 人材育成と意識改革の徹底による組織の活性化

人材育成と意識改革

【基本的な考え方】

- ・ 先進的な施策に積極果敢に取り組める組織風土への改革や、市民との「共汗」による総合的な環境行政を推進することができる人材育成と意識改革の取組を徹底する。

【具体的な取組】

環境行政を総合的に推進できる人材の育成

(1) 「環境職」の配置など政策立案能力の向上（平成21年度）

- ・ 新たに採用を開始した環境分野の専門職である「環境職」を地域の環境行政の拠点機能等に配置
- ・ 職員に対して環境に関する検定試験の受験を奨励

(2) 市民との共汗を実践できる人材の育成（平成21年度）

- ・ 新たに整備する地域の環境行政の拠点機能を担う人材の育成
- ・ 資質の向上と市民感覚の醸成を目指した研修等の充実



京都市環境局業務監理課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

【電話】075-222-4031

【FAX】075-222-3426

【ホームページアドレス】

[http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-1-5-0-0\\_2.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-1-5-0-0_2.html)

平成20年12月発行 京都市印刷物第203089号

今、世界で「DO YOU KYOTO?」は、「環境にいいことしていますか?」という意味で使われています。

毎月16日は、「DO YOU KYOTO?デー」(環境にいいことをする日)です。



「DO YOU KYOTO?」ロゴマーク

## お問い合わせ先一覧

### ごみに関するお問い合わせ・ご相談

お住まいの区の各まち美化事務所へお問い合わせください。(伏見区醍醐支所管内にお住まいの方は、山科まち美化事務所へお問い合わせください。)

北まち美化事務所	724-8881
上京まち美化事務所	441-2188
左京まち美化事務所	722-4345
中京まち美化事務所	802-3270
東山まち美化事務所	541-2371
山科まち美化事務所	573-2457
下京まち美化事務所	311-4445
南まち美化事務所	681-0456
右京まち美化事務所	882-5787
西京まち美化事務所	391-5983
伏見まち美化事務所	601-7161

### 大型ごみ・一時多量ごみ

#### 大型ごみ受付センター

申込み (通話料無料)	0120-100-530
携帯電話からの申込み (通話料有料)	0570-000-247

### 犬猫などのペットの死体

#### 死獣受付センター

申込み (通話料無料)	0120-100-921
携帯電話からの申込み (通話料有料)	0570-000-614

### し尿のくみとり

生活環境美化センター	681-5361
登録・手数料のお問い合わせ	691-4437

### 環境局関係課

環境総務課	222-3450
循環企画課	213-4930
まち美化推進課	213-4960
廃棄物指導課	213-0926
施設管理課	212-9820